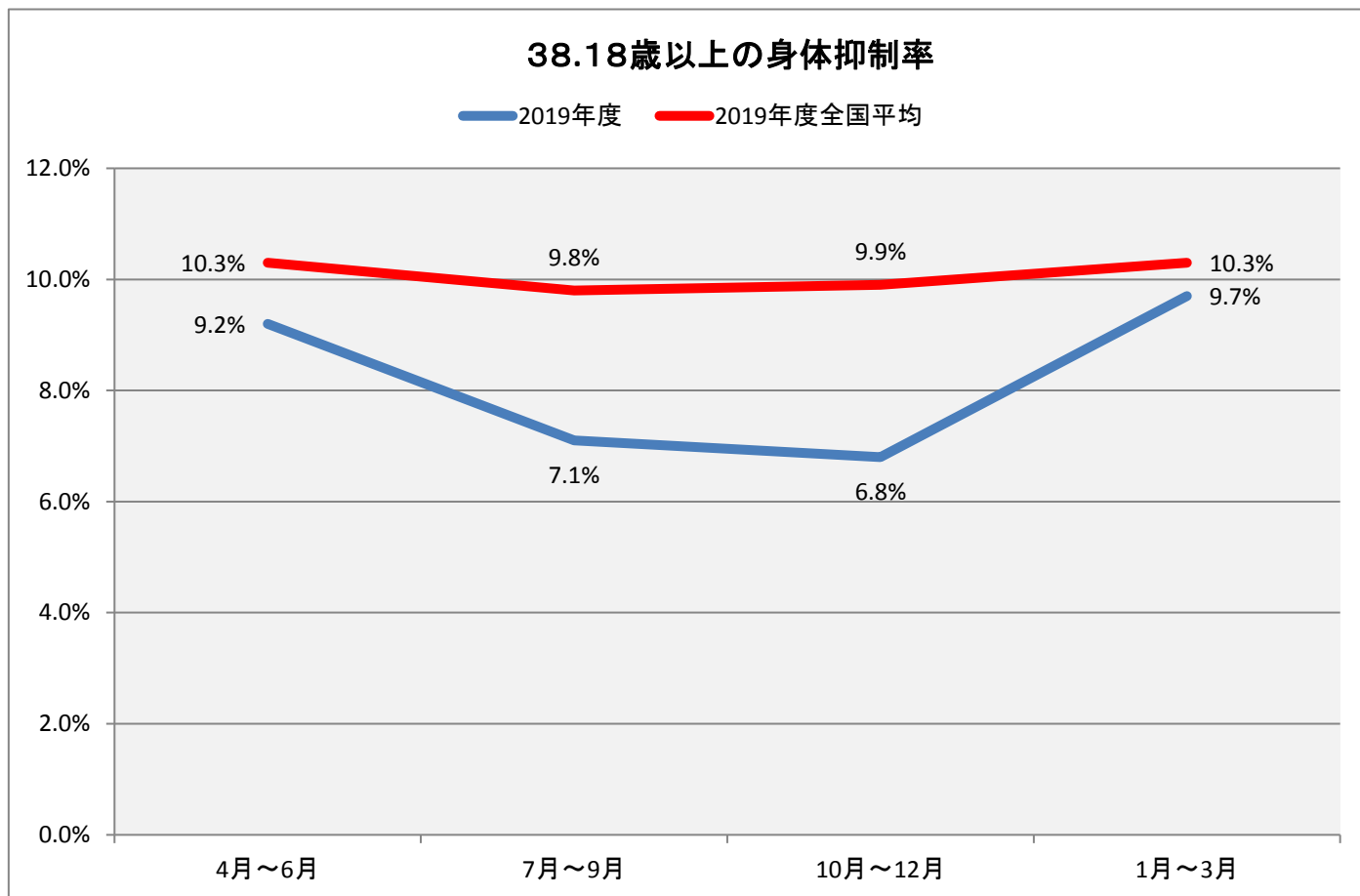


38.18歳以上の身体抑制率

(1) 調査結果



調査期間	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
2019年度	9.2%	7.1%	6.8%	9.7%
2019年度全国平均	10.3%	9.8%	9.9%	10.3%

(2) 指標の説明

精神保健法では、身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとされています。施設や医療機関などで、患者さんを、「治療の妨げになる行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、安易にひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、患者さんをベッドや車椅子に縛ったりする身体拘束、身体抑制は慎むべきものです。2019年度から採用された項目です。

(3) 定義

分子: 分母のうち(物理的)身体抑制を実施した患者延べ数
 分母: 18歳以上の入院患者延べ数